

## 船舶事故調査報告書

平成26年12月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	ウェイクボーダー負傷
発生日時	平成26年8月14日（木） 12時30分ごろ
発生場所	茨城県つくば市所在の小貝川 <sup>こかい</sup> スポーツ公園南東方の小貝川 つくば市所在の東町四等三角点から真方位150° 300m付近 （概位 北緯36° 03.2′ 東経140° 01.3′）
事故調査の経過	平成26年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ますけん号、不詳 なし、個人所有 不詳、FRP ガソリン機関、不詳、不詳
乗組員等に関する情報	船舶所有者 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年5月27日 免許証交付日 平成22年3月17日 （平成27年5月26日まで有効） 操縦者 男性 36歳 操縦免許 なし ウェイクボーダー 女性 35歳
死傷者等	重傷 1人（ウェイクボーダー）
損傷	ウェイクボードに破損
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、小貝川スポーツ公園南東方の小貝川右岸を出発してトーイングロープでウェイクボードに乗ったウェイクボーダー（以下「本件ウェイクボーダー」という。）1人を引いて速度計で速力を約25km/hに調整しながら遊走していた。 本件ウェイクボーダーは、本船の航走波を利用したジャンプなどを繰り返しながら滑走中、平成26年8月14日12時30分ごろ小貝川スポーツ公園南東方の左岸に衝突した。 操縦者は、本件ウェイクボーダーが左岸に衝突する様子を目撃し、仰向けで倒れていた本件ウェイクボーダーに近寄ったところ、痛みを

	<p>訴えていたので、仲間の助けを求めるために出発場所に戻り、操縦者から事故の話聞いた船舶所有者が救急車を呼んだ。</p> <p>本件ウェイクボーダーは、消防署の救助艇及びドクターヘリにより病院に搬送され、<sup>けいつい</sup>頸椎脱臼骨折及び<sup>けいずい</sup>頸髄損傷と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風速 約0.9m/s、視界 良好</p> <p>水象：水面 平穏</p>
その他の事項	<p>本件ウェイクボーダーは、水着の上にTシャツ、短パン及び救命胴衣を着用し、本船船尾のポールに取り付けられた直径約7mm、長さ約15mの浮揚性トーイングロープの先端に固定された一辺が約38cmの三角形のハンドルを握り、裸足で長さ約134cm、幅約43cmのブーツが取り付けられたウェイクボードに乗って本船に引かれていた。</p> <p>船舶所有者は、操縦者が無免許であることを知っており、ふだんは操縦者の後ろに乗って運航していたが、事故当日、10人のウェイクボーダーを引く予定があったので、自らが約5人のウェイクボーダーを引き終えたところ、休息をとるため、操縦者に単独の操縦を依頼した。</p> <p>操縦者は、左岸に少し近寄って航行していると思っていたが、本件ウェイクボーダーが状況を判断して滑走するものと思った。</p> <p>本事故時には、事故発生場所付近に他船はいなかった。</p> <p>本件ウェイクボーダーは、約10年のウェイクボードの経験があり、本事故時、左岸が近くに見えたが、ジャンプしても着水することができると思った。</p> <p>操縦者は、水上オートバイの操縦経験が約1年間で10回程度あり、本事故前、同乗者が乗ったウェイクボードを引いていた。</p> <p>操縦者、同乗者及び本件ウェイクボーダーは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、平成11年以降、日本小型船舶検査機構（J C I）の中間検査を受検しておらず、船舶検査証書が失効していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小貝川スポーツ公園南東方の小貝川において本件ウェイクボーダーを引いて遊走中、操縦者が、左岸に近寄って航行したことから、本件ウェイクボーダーが、ジャンプして着水した際、左岸に衝突して負傷したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、左岸に少し近寄って航行していたが、本件ウェイクボーダーが状況を判断して滑走すると思っていた可能性があると考えられる。</p> <p>船舶所有者は、操縦者が特殊小型船舶操縦士の免許証を受有してい</p>

	<p>なかったことから、本船の操縦をさせてはならなかった。</p> <p>本船は、船舶検査証書が失効していたことから、航行の用に供してはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、小貝川スポーツ公園南東方の小貝川において本件ウェイクボーダーを引いて遊走中、操縦者が、左岸に近寄って航行したため、本件ウェイクボーダーが、ジャンプして着水した際、左岸に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無免許で、水上オートバイを操縦しないこと。</li> <li>・ 船舶でウェイクボーダーを引いて遊走する際、船長は、安全な水域で運航するとともに、ウェイクボーダーの状況等を確認すること。</li> <li>・ ウェイクボーダーは、構造物等との安全な距離を確認し、無理な滑走を行わないこと。</li> </ul>